

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成31年1月22日

□中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	● 知事 ○ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.senryaku.metro.tokyo.jp/ict/number.html

執行機関名 東京都知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東京都内に設置されている私立高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条において規定する高等学校等のうち、国立及び公立のものを除いたものをいう。)(以下単に「私立高等学校等」という。))及び東京都立産業技術高等専門学校における学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の7の項 東京都内に設置されている私立高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条において規定する高等学校等のうち、国立及び公立のものを除いたものをいう。)(以下単に「私立高等学校等」という。))及び東京都立産業技術高等専門学校における学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第1条 東京都立産業技術高等専門学校学び直し支援金交付要綱第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>	<p>(東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第1) この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日付25文科初第1446号)に基づき、東京都内に設置されている私立高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条において定める高等学校等(以下「高等学校等」という。)のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校を除いたものをいう(以下「私立高等学校等」という。))に在学する生徒又は学生のうち、高等学校等を中途退学した後再び私立高等学校等で学び直す生徒又は学生がその授業料に充てるために支給される私立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)の交付に関し必要な事項を定め、教育に係る経済的な負担の軽減を図り、もって都民の教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> <p>(東京都立産業技術高等専門学校学び直し支援金交付要綱第1条) この要綱は、東京都立産業技術高等専門学校(以下「都立高専」という。)に在学する学生のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後再び都立高専で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間経過後も継続して支援するために支給される東京都立産業技術高等専門学校学び直し支援金(法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。)を交付する事務に関し必要な事項を定め、これにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 東京都立産業技術高等専門学校学び直し支援金交付要綱</p>